名 称	能美市記念碑建設等補助金交付要綱(抜粋)
目的	記念碑等の建設又は改修に要する費用に対する補助金を 交付することにより、市内の町会、町内会又は各種団体の財 政負担の軽減を図る。

(交付基準)

- 1 「記念碑等」は、次のいずれかに該当するもの
- (1) 本市の戦没者の慰霊碑
- (2) 本市の歴史、教育、文化又はスポーツ振興に関する記載のある記念碑
- (3) 本市の観光地や名所を記載した記念碑
- (4) 本市の各種事業完了の記念碑
- 2 補助率及び補助限度額

事業区分	補助率(%)	補助限度額
記念碑等の建設又は改修に要した費用	5 0	年間50万円

3 申請

補助金の申請は、町会長、町内会長又は各種団体の長が行う。 要綱に掲げる申請書のほか次の書類が必要です。

- ○見積書
- ○予算書
- 4 実施報告

要綱に掲げる実施報告書のほか次の書類が必要です。

- ○竣工写真
- ○契約書写し

(事務担当)

この要綱に基づく補助金に関する事務は、総務部総務課(TEL:58-2200、場所:本庁舎2階)で担当する。

電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい

[URL]

https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=790





※ 平成23年7月5日から施行